管理運営状況 評価シート【令和4年度】

(評価日 令和5年6月29日)

1 施設の概要

施設名	リアスハーバー宮古
所在地 電話・FAX HP・電子メール	宮古市神林 9 番 1 号 電話番号 0193-71-1120 FAX 0193-71-1121 http://riashb.com
設置根拠	岩手県港湾施設管理条例(昭和 40 年岩手県条例第 37 号)
設置目的	(設置:平成11年4月 東日本大震災に伴う災害復旧完了 平成26年5月) 海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、ヨット競技の普及に寄与するため。
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等 面積:水域 約13,200 ㎡、陸域 約12,400 ㎡ 管理棟1棟309.0 ㎡ 艇庫1棟416.0 ㎡ ボートヤード1,058 ㎡ 対象船種:ディンギーヨット 収容隻数:150隻(艇庫75隻、ボートヤード75隻)、係留桟橋:30隻
施設所管課	岩手県 県土整備部 港湾空港課 (電話 019-629-5912、メールアドレス AG0012@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	特定非営利活動法人いわてマリンフィールド
指定期間	平成30年4月1日~令和5年3月31日(5年間)
連絡先	電話 0193-71-1120 FAX 0193-71-1121

3 指定管理者が行う業務等

業務内容(主なもの)	リアスハーバー宮古の維持管理に関する業務 その他リアスハーバー宮古の利用の促進に関する業務			
	2名(令和4年4月1日現在) 組織図			
職員配置、管理体制	(内訳)常勤職員1名 非常勤職員1名			理事長)、事務局員2名 名、監事2名
利用料金	艇 庫: (一般) 6,490円/月、330円/日 (学生) 3,245円/月、1日165円/日 艇置場: (一般) 1ヶ月3,190円/月、154円/日 (学生) 1,595円/月、77円/日 研修室: (一般) 880円/時間 (学生) 440円/時間			
開館時間	4~10月:9~19時 11~3月:9~17時		休館日	毎週月曜日 12月29日~1月3日

4 施設の利用状況 (単位:人)

	指定管理期間					備考		
	平均	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	期間 平均	
第1四半期	3, 044	10, 195	10, 362	2, 313	5, 838	6, 116	6, 965	
第2四半期	9, 561	8, 139	7, 847	4, 805	4, 141	8, 253	6, 637	
第3四半期	6, 262	3, 583	2, 718	3, 372	3, 326	4, 145	3, 429	
第4四半期	6, 285	2, 167	1,811	2, 488	1, 233	2, 256	1, 991	
年間計(実績)	25, 152	24, 084	22, 738	12, 978	14, 538	20,770	19, 022	
年間計(計画)		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	·

[※] 令和2年4月18日から令和2年5月7日まで、及び令和3年8月13日から令和3年9月16日の期間までは、 国による新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言により、当該施設を休館としたもの。

5 **収支の状況** (単位:千円)

		平成 29			指定管	理期間			
	区 分	年度 (指定管理者 導入前)	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	期間 平均	備考
	利用料金収入	1, 639	1,604	2,021	2, 059	2,016	2, 343	2,009	
1177	県委託料	6, 917	7, 539	7, 694	7, 704	7, 704	7, 814	7, 691	
収入	前期繰越等	36	2	83	43	25	25	36	
	その他	12	44	4	9	12	0	12	
	小計	8,605	9, 189	9,802	9, 815	9, 757	10, 182	9, 749	統計
	人件費	5, 425	5, 188	5, 643	5, 903	6, 126	6, 565	5, 885	給与等
	需用費	1, 232	1,672	2, 169	2, 165	1,922	1,862	1, 958	光熱水費等
	役務費	318	352	387	324	377	380	364	通信費等
支出	委託料	1, 093	1, 217	1, 203	1, 177	1, 111	979	1137	清掃委託等
	使用料賃借料	532	675	357	220	196	270	344	複写機等
	保険	0	0	0	0	0	126	25	
	小計	8, 603	9, 104	9, 759	9, 789	9, 732	10, 182	9, 713	縦計
収3	支差額	2	85	43	26	25	0	36	縦計

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法	要望・情報ノートの設置及び窓口での意見聴取	実施	指定管理者(特定非営利活動法人
101/11/14	安主・自報ノードの飲色及の心口での思光心収	主体	いわてマリンフィールド)

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数 苦情 0件、要望 0件、その他	1 0件
主な苦情、要望等	対応状況
その他利用者からの積極的な評価	

7 業務点検・評価 (※)

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績 (指定管理者の自己評価)	評価 指標
運営業務 (管理等業務仕様書第2)	・関係法令及び管理等業務仕様書に 基づき、業務を履行する。 ・仕様書に定めのない事項であって も業務上必要と認められる事項は管 理代行料の範囲で実施する。 ※計画どおりの開所(利用日、利用 時間) ※適正な使用許可と利用料金徴収	・関係法令及び管理等業務仕様書に 基づき、適正に業務を履行した。 ・ビジタークルーザーヨット等の停 泊、給水等についても対応した。	A
施設の利用状況 (管理等業務仕様書第 19)	各有料施設につき有料施設利用台帳 を備え、利用状況を明らかにしてお く。 ※利用者数の目標達成度評価 ※過去の実績との比較	・利用台帳を備え利用状況を明らかにした。 ※利用者数は目標を達成 (R4年度目標 20,000人 実績 20,770人)	A

事業の実施状況	①各種マリンスポーツ教室の開催	・利用者の目標数を達成したが、新	
	②各種イベントの開催	型コロナウイルス感染拡大防止の観	
(R4業務計画書)	③関連団体と連携したイベントの開	点から、一部のイベントを中止とし	
	催及び利用推進	た。	В
	④研修室利用促進のために会社及び		О
	各種団体に利用を働きかける事業計		
	画に定められたイベントの開催等に		
	より利用者を増加させる。		
施設の維持管理状況	①施設等及び備品を適正かつ良好な	・管理等業務仕様書に基づき、適正	
	状態で管理する。	に管理した。	
(管理等業務仕様書第10、	②定期的に点検、手入れなどを行い、	・清掃業務、機械警備業務について、	
第 11、第 12、第 13)	安全性、快適性、機能性を確認する	専門業者による保守点検を行った。	
	とともに劣化損傷を未然に防止す	・法令に基づく浄化槽水質検査、消	
	る。	防点検(消火器点検含む)について、	
	③劣化損傷に対して取替え・補修を	専門業者による点検等を実施した。	
	行い、安全性、機能性、美観を回復		В
	する。		
	④法令により点検等が義務付けられ		
	ている施設又は特に必要と認められ		
	る施設の点検等を実施する。		
	※清掃業務、機械警備業務、浄化槽		
	維持管理業務、環境衛生業務の適正		
	な実施		
記録等の整理・保管	業務の実施結果等について管理日誌	・業務の実施結果について、管理日	
(管理等業務仕様書第4)	に適切に記録保管する。	誌に適正な記録を行った。	В
自主事業、提案内容の実施	設置目的に合致し、法令に違背せず、	・新型コロナウイルス感染拡大防止	
状況	かつ管理業務の実施を妨げない範囲	の観点から、一部のイベントを中止	
7.02	において事故の責任と費用により、	とした。	_
(基本協定書第35条)	自主事業を実施することができる。		В
(2.17)	・各種マリンスポーツ教室の開催		
	・各種イベントの開催		
(施設所管課評価)	HIET VI VIVIE		
・成果のあった点			
施設の維持管理は適切	に行われた。		
	染拡大の影響により一部のイベントが中	コルとなったが、利用者の目標数を達成	
した。		正しるこれ、「中かけ日の日本教を定義	
来年度以降の実施に向	けて期待できろ		В
・改善を要する点	1) C) 114 C C O 0		
/ · / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	染症について、感染症法上の2類相当か	なら5類へ見直しが行われ、利田老数の「	
10,100	、各種制度の活用や他団体との協働等を		
世別が元込みがる。 一次	、 ロ1年明/又▽ハロ/四 / 1世/四/平C▽ノ勝側寺で	. 四ツ、旭欧州田省ツル八に分り、利用	

(2) 運営体制等

者数の増加に努めることが望ましい。

項目	事業計画、県が求める水準	実績 (指定管理者の自己評価)	評価 指標
職員の配置体制	各業務に適した者を適時適切に配置する。	・マリンスポーツ・ヨット等に精通した者を適切に配置した。	В
(管理等業務仕様書第6)	※知識経験を有する人員の適切配置		
苦情、要望対応体制	施設利用者等からの苦情・提言等に ついて受付対応する。	・受付・処理体制を整えているが、 管理上の苦情はほぼない。	
(管理等業務仕様書第20)	※受付・処理体制の確立、件数把握、 適切な対応と改善状況	日本エンロHtstdts/3/ 。	A

危機管理体制(事故、緊急	・事故者の保護に努め、応急手当を	・災害・事故発生時に迅速に対応す	
時の対応)	・事成有の保護に労め、心忌于ヨを 行うほか救急車の要請等適切な措置	・火音・争成発生時に迅速に対応 9 るための緊急連絡表や独自の対応マ	
1440入21107	11 プはが扱ぶ単の安請寺週別は指し を行う。	るための系示連桁表で独自の対応マーニュアルを作成している。	
(然理然光及八块事签 00	_ , , , ,	_ ,,,,,	
(管理等業務仕様書第22、	・利用者の金品の盗難、紛争等の事	・警察署のパトカーが定期巡回し警	
第 24)	件が発生した場合は所轄の警察署に	戒にあたっている。	
	通報する。	・津波発生時における、利用者の避	
	・事故事件の内容に関わらず当事者	難誘導、関係機関への連絡・情報交	
	又は目撃者から場所、経緯並びに住	換体制を整えている。	
	所、氏名、保護者等を聴取し原因の	・避難道の確認を兼ねて職員の避難	A
	究明に努め、管理上の改善が必要な	訓練を行っている。	
	場合は速やかに対応する。		
	・災害が発生した場合又は発生する		
	おそれがある場合は、土木施設災害		
	対策マニュアル等に従って対応す		
	る。		
	・定期的に消防又は避難訓練を実施		
	する。		
コンプライアンスの取組	①関係法令並びに基本協定に従い、	・関係法令を遵守するとともに、業	
み、個人情報の取扱い	信義に沿って誠実に円滑な管理運営	務上知り得た情報の漏洩等はない。	
	を行う。	利用者の個人情報等の取り扱いにつ	
(基本協定書第 2 条、第	②管理運営の実施に関し知り得た情	いても適切に対応した。	
18条、第19条、別記6個	報を漏らし、又は管理運営目的以外		В
人情報取扱特記事項)	に使用してはならない。		
人口是 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	③個人の権利利益を侵害することの		
	ないよう個人情報を適正に取扱う。		
県、関係機関等との連携体	業務の範囲内において関係機関と連	・施設管理・イベント開催等におけ	
制	未務の配置がにおいて関係機関と建し 絡調整を行う。	る宮古土木センター、宮古海上保安	
(管理等業務仕様書第 25)	福調金で行う。 ※緊急時の連絡体制の確保	署、宮古警察署、宮古市、宮古漁業	В
(自任守未份任保官另 20)	X系芯时0万座桁体前0万框床	者、呂口景宗者、呂口川、呂口庶果 協同組合等、関係機関との連携体制	Ь В
(施設所管課評価)		て定んている。	
・成果のあった点			
	1 を磁告を配置するします。 在機体で	リアのレブは独立の製造シー・マルケナ	
	した職員を配置するとともに、危機管理	については独日の対心マーユノル寺を	В
	営体制をとっていると認められる。		
・改善を要する点			
特にない。			

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績 (指定管理者の自己評価)	評価 指標
運営業務	利用者ニーズに対応した管理運営業 務の実施 職員の適切な接客態度	・高校生のクラブ活動、一般のヨット・シーカヤック愛好者などに対し、 快適な利用が図られるように努めた。	В
利用者サービス (管理等業務仕様書第20、第21)	①利用者に対し次に掲げる情報を適 宜提供する。 ・施設の内容及び配置、使用手続き等のガイダンス ・忘れ物、待ち合わせ等のメッセージ ・その他の施設管理上必要と認められる情報 ②パンフレットの作成配布等、施設に関する情報を提供する。	・施設概要・利用手続き等についてホームページ・パンフレット等により周知を図った。 ・情報掲示板によって適宜情報提供した。 ・ホームページ、市広報の活用などにより、施設利用やイベント開催等について情報提供に努めた。	В

利用者アンケート等	必要に応じて利用者アンケート等を 実施する。	・定期的な利用者が多く口頭での要望が 多かったことからアンケート 調査の必要性を感じず実施しなかった。	В
	利用が図られるように努め、情報掲示板 いて情報共有に努めた点。	マや、ホームページ等を活用し、施設利 で、ホームページ等を活用し、施設利	В

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績 (指定管理者の自己評価)	評価 指標
事業収支	・応募段階の収支計画と乖離していないこと。 ・財産状況が著しく悪化していないこと。	・概ね計画に沿った事業収支となった。	В
指定管理者の経営状況	・団体の財務状況が適切であること。 ・財務状況が悪化していないこと。		
(施設所管課評価)・成果のあった点新型コロナウイルス感画通りとなった点。・改善を要する点特にない。	染拡大の影響により、イベントの中止が	あったが、事業収入については概ね計	В

※(注1) 県記載欄:「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」 指定管理者記載欄:「実績(自己評価)」

(注2) 評価指標

- A:協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績(効果)があり、優れた管理がなされている。
- B: 概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われている。
- C:一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D:協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

- (1) 指定管理者の自己評価
- ① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項
 - ・県条例・協定書・管理業務仕様書を遵守し、適正な施設管理・利用者サービスの向上を図った。
- ② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項
 - ・児童生徒の親水体験事業や身障者等のマリンスポーツ普及活動。
- ③ 県に対する要望、意見等
 - ・港内の静穏性が低く、海況不良時にはポンツーンの利用ができない場合があることから、外郭施設の延長が望まれる。スロープの海面に接している部分が台風等の波が荒い際に時折コンクリートのパネルが欠け穴となる部分があり定期的なメンテナンスを求める。

(2)	旦	1.7	ጉ	ス	誣	価	竺

① 指定管理者の運営状況について

利用者の利用性向上のため、通年開所等に取り組んでいる点が非常に評価できる。

また、自主事業の実施や施設利用を企業や関係団体に働きかけるなど、利用料金収入の増加につなげている点も評価できる。

② 県の対応状況について(自己評価)

その他施設の不具合等については、今後も指定管理者からの報告により、予算を勘案しながら早急に対応することとしたい。

③ 次期指定管理者選定時における検討課題等 特段の検討課題は生じなかった。

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目 (C、D評価の項目について)
改善状況
(指定管理者から県への報告年月日: 年 月 日)
改善状況の確認
(再評価年月日 年 月 日)